

(ウ) 歩道などの舗装

歩道の舗装は下記の事項によるものとする。

- ① 歩行者、自転車の通行に供する歩道などはすべて舗装するものとし、細粒度アス混合物（歩道用）3cmを標準とする。
注）歩道などとは、歩道、自転車道、自転車歩行車道など歩行者、自転車の通行に供する部分の総称とする。
- ② 舗装と路盤厚の合計厚は普通区間30cm、大型車が乗り入れする（ガソリンスタンド、倉庫、自動車工場等）縁石低下区間では50cmとし、その構造は図10-10を標準とする。
- ③ 歩道の横断勾配は2%を標準とする。
- ④ 凍上、風化のおそれのない岩盤路床等の場合は、凍上抑制層を除いて下層路盤厚10cmのみとする。
- ⑤ 歩道の景観舗装の選定に当たっては、他の事業との整合性や地域性を考慮し十分検討すること。

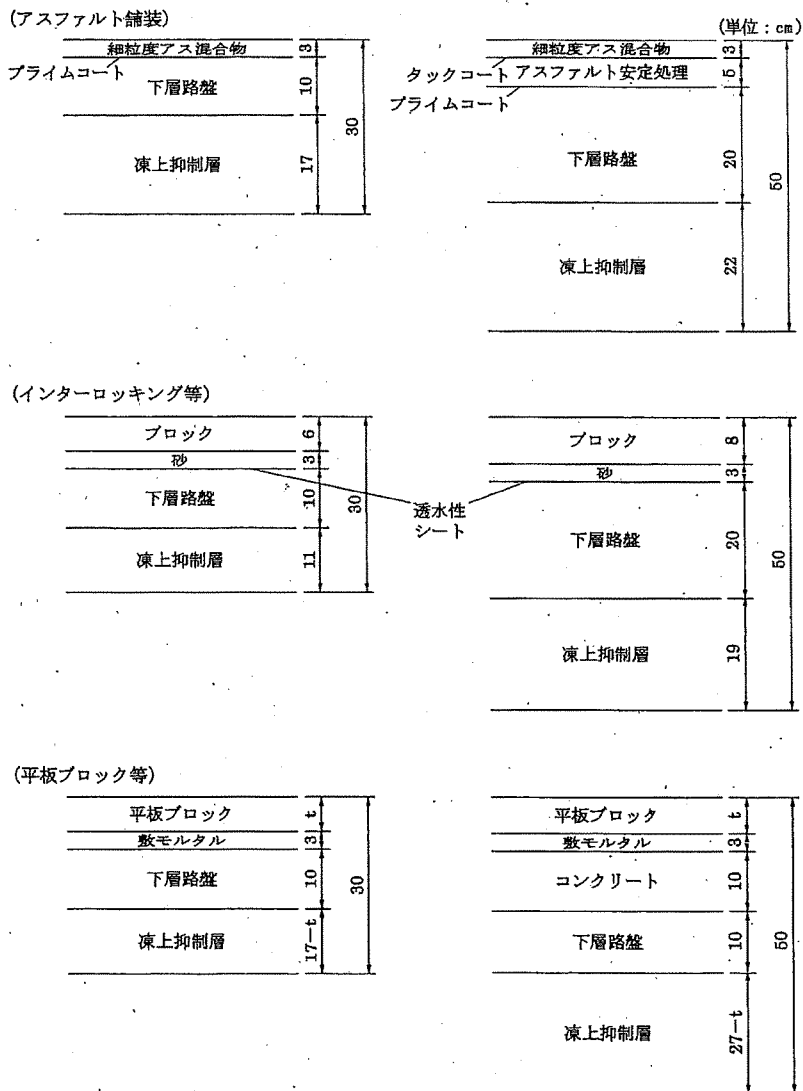
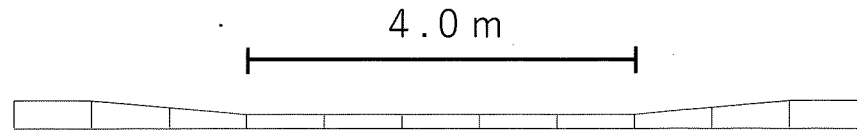


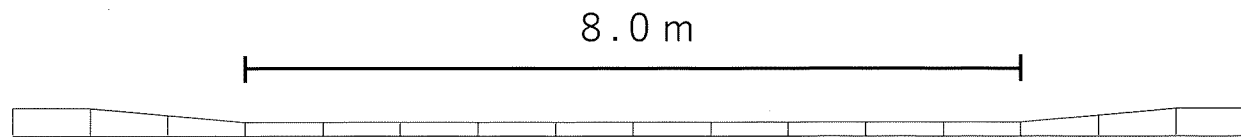
図10-10 歩道の舗装構成

車道用縁石維持工事標準工法

Aタイプ (乗用車・小型貨物自動車)



Bタイプ (6.5 t 以下の普通貨物自動車)



Cタイプ (6.5 t 以上の中型・大型貨物自動車)

